

## 《一般NISA・つみたてNISAご利用にあたってのご留意事項》



一般NISA・つみたてNISA口座の開設をご検討されているお客さまにおかれましては、下記留意事項についてご確認くださいませようをお願いいたします。

### ■一般NISA・つみたてNISAに共通するご留意事項

- 1 日本にお住まいの20歳以上の方（一般NISA・つみたてNISAをご利用になる年の1月1日現在で20歳以上の方）が対象です。
- 2 特定口座とは異なり、原則として同一年において一人一口座（一金融機関等）しか開設できません。  
※（金融機関等を変更した場合を除く）
- 3 同一年において一般NISAとつみたてNISAのいずれか一つを選択する必要があります。
- 4 特定口座、一般口座で保有している上場株式等をNISA預り（一般NISA・つみたてNISA）に移管することはできません。
- 5 NISA預りに係る配当金等や売却益等は収益の額にかかわらず全額非課税となりますが、売却損等はないものとされ、特定口座、一般口座や他の口座との損益通算はできません。また、繰越控除もできません。
- 6 非課税期間が満了した場合等に、口座から上場株式等が払い出される場合には、払い出された非課税上場株式等の取得価格は払出し日における時価になります。
- 7 NISA預りを売却した場合の非課税枠の再利用はできません。また、非課税枠の未使用分を翌年に繰り越すことはできません。
- 8 投資信託の分配金のうち、元本払戻金（特別分配金）はNISA預りでの保有であるかどうかにかかわらず非課税であるため、NISA預りにおける非課税のメリットは享受できません。

## ■一般 NISA のご利用にあたってのご留意事項

- 1 一般 NISA の非課税投資枠は年間 120 万円になります。
- 2 弊社が一般 NISA で取扱う金融商品は、国内株式（上場株式、ETF、ETN、REIT）、公募株式投資信託になります。  
※取扱商品は今後変更の可能性があります。
- 3 NISA 口座で購入した上場株式等の配当金や ETF、REIT の配当金を非課税とするには、「証券会社で受け取る方式（株式数比例配分方式）」を選択する必要があります。  
※いったん、「株式数比例配分方式」を選択すると、他の証券会社の特定口座や一般口座で保有されるすべての上場株式等の配当金等についても、自動的に「株式数比例配分方式」が選択されます。  
※公募株式投資信託（上場証券投資信託の受益権（ETF）を除く。）の配当等については、すべて NISA 口座を開設する金融機関等経由で交付されるため、特段の手続を経ずとも非課税の適用が受けられます。

## ■つみたて NISA のご利用にあたってのご留意事項

- 1 つみたて NISA の非課税投資枠は年間 40 万円になります。
- 2 つみたて NISA のご利用には、つみたて NISA に係る積立契約（累積投資契約）を締結いただく必要があります。この契約に基づき、定期かつ継続的な方法で買付けが行われます。
- 3 つみたて NISA では一般 NISA と異なり、ロールオーバー（非課税期間満了時に翌年の非課税枠を利用し非課税対象として繰り越すこと）ができません。
- 4 つみたて NISA で買付けた投資信託の信託報酬等の概算値を原則として年 1 回通知いたします。
- 5 法令により、弊社は、つみたて NISA の勘定を設けた日から 10 年を経過した日及び同日の翌日以後 5 年を経過した日ごとの日における、お客さまのお名前・ご住所について確認させていただきます。確認ができない場合は、新たに買付けた金融商品をつみたて NISA へ受入れることができなくなります。
- 6 弊社がつみたて NISA で取扱う金融商品は、弊社で選定した法令等の要件を満たす公募株式投資信託になります。  
※取扱商品は今後変更の可能性があります。

※ この資料は平成 29 年 10 月現在の情報に基づいて作成しております。今後、法令等の改正により、記載内容に変更が生じることがあります。

商号等：山和証券株式会社  
加入協会：日本証券業協会

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第190号